

タックス・フラッシュ

2008年第3号

2008年4月8日

本号の項目

- ・ 経過措置規定、1カ月ルールが適用される。このルールを満たすために一定の施策が採られる必要がある。
- ・ 税務中立（に影響しない）の合併と拡張、15,000以上の中立者がジャカルタの特別税務署から、インドネシア全土の他の70箇所の税務署に移管される。好ましくない状況を避けるために、いくつかの施策が採られる必要がある。
- ・ 経過措置規定に関するよくある質問
- ・

経過措置規定 - 新国税総則法

経過規定の一部として、2007年政府規則第80号は、2007年新国税総則法（KUP）が適用されるべき8つの事例を示しています。（タックス・フラッシュ2008年2号を参照）。これらの事例を明示する政府の理論的解釈、国税総則法に記載される経過措置と共に具体的に明示される脈絡について質問が投げかけられています。

この質問について、近時に私どもと非公式になれた討議の中で国税総局の上級官吏から部分的に回答を得ています。その上級官吏によって説明されるように、国税総局は本質的に、納税者の権利と義務を具体的に説明する一方で、また税務サービスの問題を具体的に示しています。特定の税務年度の納税者の権利と義務はその特定の年度中に適用されている国税総則法に従って決着されなければなりません。しかしながら、納税者により良いサービスを提供する観点から、2008年からは国税総局はどの税務年度についても税務事務問題については2007年国税総則法を用いると確約しました。政府規則第80号で示された8つの事例はこの確約を反映しています。

実務において納税者の権利・義務と税務事務問題との間での明確な区別をすることは必ずしも容易ではないことを承知していますが、私どもはこの討議の中で国税総局がその特定の事例にどのようにアプローチしてくるかどうか一層明確な理解を得るためにいくつかのよく聞かれる質問を取り上げました。「よくある質問」の要約は本号の後半に記載されています。とはいって、実務において、国税総局のアプローチは税務官吏によって説明され、その要約に示されているものとは異なることもあるかもしれない点に留意ください。どの問題でも疑問を感じた場合は、PWCの税務アドバイザーにご相談ください。

タックス・フラッシュ

税務に影響しない合併

財務省は、税務に影響しない (tax-neutral) の合併と拡張に関して財務省規則 2008年第43号 (No.43/PMK.03/2008) (以下 43号規則と称す) を発行したところです。この規則は 2008年3月13日から発効し、2005年規則第75号 (no.75/PMK.03/2005) によって改訂された 1998年規則第422号 (No.422/KMK.04/1998) にとって代わります、この 2005年規則第75号は聞くところでは 2007年から適用が一時停止されています。(2007年タックス・フラッシュ第6号を参照)

税務に影響しない合併と拡張の特徴は、関係する当事者間での税務簿価で計上される資産の移転に言及されます。何の特別ルールもない時には、そのような資産の移転は市場価額でなされなければなりません。43号規則は、国税総局の特別承認に基づく税務に影響しない合併と拡張を認めています。従って、この優遇措置を活用しようとする会社は国税総局宛に承認申請を提出する必要があります。

43号規則の最も注目に値する特徴は、合併・拡張計画が事業目的テスト(business purpose test)に合格することが要求されていることです。これはその計画についての一種の商業上の正当化です。節税を主目的にした計画は禁止されています。例えば、いくつかの会社を合併する時、存続会社は、税務繰越損失が無いか、もしくは最も少ない会社でなければなりません。一社のもつ税務繰越損失は存続会社に引き継ぐことは許されません。現時点ではどのように事業目的テストが実施されるかはまだ明確ではありません。これは今後発行される国税総局規則において詳細に記述されるべきです。

他の特徴として、合併される会社を解散する必要はもはやありません。これは 2007年新会社法と整合した新規則を定めています。

経過措置規定に関するよくある質問

事例	問題点	適用される国税総則法上での注意
1.	2007年に開始された2005年度を対象とする税務署調査で、 ・ 税務調査にはどちらの国税総則法が適用されるか?	2000年旧国税総則法(以下、旧法) 税務調査が 2007年12月31日以前に開始されたなら、2000年の旧法が、何時税務調査が完了されるかに係わらず適用されるべきである。このことは、税務調査について規定されている財務省規則第199号 (No.199/PMK/03/2007)にて確認された。 2008年に実施される税務調査の残りの手続きには1カ月ルールは適用されるべきで

タックス・フラッシュ

		ないかどうかは疑わしい。しかしながら、書類が 1 カ月以内に提出されなければならないことにつき税務調査官との議論を避けるため、きちんと書類を整備されていることを確実にしておくことが納税者に忠告される。
2.	<p>2006 年度の税務調査について税務調査指示書を、今週の始め 2008 年 3 月 14 日に受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 税務調査にはどちらの国税総則法が適用されるか？ 	<p>2000 年旧法と 2007 年国税総則法、(以下、新法) の両方、</p> <p>納税者の権利・義務は旧法に従ってのみ取り扱われるべきである。従って、最終検討会議で合意された税務調査修正は、一旦税務査定書が発行された時に最小限の支払要求（合意部分だけの支払要求）でよいとはならない。</p> <p>しかしながら、(新法での) 税務事務と税務サービス事項に関連する 1 カ月ルールと税務調査通知と最終検討会議の要請が適用される。</p>
3.	<p>2008 年度の税務調査が 2009 年の初めに開始されると仮定すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2007 年新法が税務調査を仕切ることになるか・ • 	<p>2007 年新法</p> <p>財務省規則 199 号に沿って、2007 年新法がすべて適用される。結果として、最終検討会議で合意された税務調査修正は最小限の支払要求に変更される。税務事務と税務サービス事項に関連する 1 カ月ルール、税務調査通知と最終検討会議の要請も適用される。</p>
4.	<p>上記の 1 の事例で、最終検討会議が 2008 年 1 月に開催され、3 月に発行期限がくる税務追徴査定書が 2 月に発行された。その後、納税者は最終検討会議で合意した金額だけを支払い異議申立に進む、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 税務追徴査定書の未払分に関して国税総局はどう手続をとってくるか？ 	<p>2000 年旧法</p> <p>税務査定書が 2005 年度を対象とするなら、最低限の支払要求は適用されない。2005 年旧法に基づき、納税者は税務査定書の全額を納付しなければならない。税務査定書の未払分に関して、国税総局は差押えを用いて税金徴収を強制執行しうる。税務査定書未払分には、同じ手続が事例 2 でも利用される。</p>

タックス・フラッシュ

5.	<p>事例 1 と 2 で税務調査で発行された税務査定書に関して異議申立が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務査定書を支払済みか未払かは異議申立の有効性に影響するか？ ・ 	<p>2000 年旧法</p> <p>税務査定書が 2008 年以前の年度に係わる税務査定書であるとした場合、税務査定書が支払済みか未払かは異議申立の有効性には影響しない。しかしながら事例 4 に示されるように、税務査定書の未払分に関して、国税総局は差押えを用いて税金徴収を強制執行しうる。</p>
6.	<p>事例 5 での異議申立が 2008 年になってから提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税総局はその異議申立をいかに処理するか？ ・ 	<p>2000 年旧法と 2007 年新法</p> <p>2007 年政府規則 80 号に規定されるように、2007 年 12 月 31 日以降に提出された異議申立は 2007 年新法に従って処理される。しかしながら、2008 年以前の年度に係わる税務査定書が支払済みか未払かは、2000 年旧法では、異議申立を無効にはしない。とはいえ、国税総局は税務査定書の未払分に関して、国税総局は差押えを用いて税金徴収を強制執行しうる。</p>
7.	<p>事例 1、4 と 5 (2007 年に開始された 2005 年度を対象とする税務調査)、税務査定書が発行され、2008 年に異議申立がなされたし) 受けて、納税者が税務調査中にある書類を提出し損なったと仮定したとき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者が異議申立の過程で処理を提出できただけとすると、国税総局はそれらの書類を無視できるか？ 	<p>2000 年旧法</p> <p>1 カ月ルールは 2007 年 12 月 31 日以前に開始される税務調査での 2008 年以前の年度に異議申立には、まず間違いなく適用されない。</p>
8.	<p>事例 2 と 5 (2008 年に開始された 2006 年度を対象とする税務調査で、税務査定書が発行され、2008 年に異議申立がなされた) を受けて、納税者が監査中に税務調査官にある書類を提出しそこなったと仮定したとき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紳税者が異議申立の過程で処理を提出できただけとすると、国税総局はそれら 	<p>2007 年新法</p> <p>国税総局は税務調査中の書類の提出を事務問題として考慮しなと思われる。その結果、税務調査が 2008 年に開始したとしたとき、国税総局は税務調査中に提出されなかつた書類だけでなく異議申立の過程で表示された書類も無視しうる。</p>

タックス・フラッシュ

	の書類を無視できるか？	
9.	2005 年と 2006 年に係わる（事例 1,2 と 5）の異議申立が納税者側に優位に決定が下されたと仮定して、結果として国税総局によって払われるべき金額となった、 ・ どちらの国税総則法が金利補償の計算に利用されるか？	2000 年旧法 金利補償は納税者の権利である。それが 2008 年以前の年度であるので、金利補償は 2000 年旧法に従って計算される必要がある。
10.	2000 年旧法の下で、特定の年の税務申告書の訂正は、税務調査が始まる前ならその年度末から 2 年以内においてだけ行うことができる。2007 年旧法の下では、税務申告書が税務損失を含んでいて且つ／もしくは過払税金がある税務申告書を除いて期限がない ・ 2008 年以前の税務申告書の訂正について 2 年間の紀元を無視することができるか、	2007 年新法 全ての年度について 2 年間の期限がもはや適用されないかを確認する規則はない。しかしながら、私どもとの非公式の討議では、国税総局の上級官吏は 2008 年以前の税務申告書の訂正是 2 年間の期限に関係することなくできると述べている。

ご質問等の連絡先；

ご質問等は、ジャパンデスク、日系企業担当の北村浩太郎、<hirotaro.kitamura@id.pwc.com>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容によって PWC の各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6 Jakarta 12920, INDONESIA , Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについての保証はなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、個々の問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。

タックス・フラッシュ

PWC の行動規範 (Code of Conduct)

当事務所が事業を行う方法 (The way we do business*)

私どもの価値を実践します。 (Putting our value in action)

卓越さ (Excellence) — 私どもが約束すること果たし、期待される以上の価値を加えます。私どもは卓越さを、革新、学習、機敏さを通じて達成します。 (Delivering what we promise and adding value beyond what is expected, We achieve excellence through innovation, learning, and agility.)

チームワーク Teamwork — 最良の解決策は同僚およびクライアントと一緒に作業することからもたらされます。効果的なチームワークは相互関係と尊敬と利害の共有を要求します、(The best solutions come from working together with colleagues and clients, Effective teamwork requires relationships, respects and sharing.)

リーダーシップ Leadership — クライアントを率先し、人々を率先し、リーダーシップを配慮します。リーダーシップは勇気、洞察力と誠実さを要求します。 (leading with clients, leading with people and thought leadership. Leadership demands courage, vision and integrity)